

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 4 月 27 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380039

研究課題名(和文) 自由貿易体制の進展に対応する国内行政法理論の構築：公益事業と社会保障を中心として

研究課題名(英文) Reconstructing Domestic Administrative Law Scholarship in the Globalized Free-Trade Regime

研究代表者

原田 大樹(Hiroki, Harada)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：90404029

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：自由貿易協定や経済連携協定の増加により、政策実現過程が国家を超えて展開するグローバル化の現象が、従来であれば見られなかった公益事業や社会保障などの分野にも見られるようになってきている。本研究では、電力と社会保険を取り上げ、現状分析と法的な課題の提示を行った。その結果、規制執行や再分配の単位としての国家の役割は現状ではなお失われておらず、グローバルな政策実現過程は国家の役割を前提としながら形成されていることが判明した。

研究成果の概要(英文)：The globalized policy-realization process, in which law-making and enforcement processes have expanded beyond a national state, can be found in the areas i.e. public enterprise and social security, in which only the national state could have authorities to cope with, because the international free trade agreements (FTAs) or economic partnership agreements (EPAs) have increased. I took up the power industry and the social insurance for example to clarify status quo and legal tasks. As a result, it becomes clear that the role of the national state as an enforcer and a unit for redistribution still remains and that the globalized policy realization process is being formed with these essential roles of the state.

研究分野：行政法学

キーワード：公益事業規制 電力構造改革 原子力政策 投資協定仲裁 国際社会保障法 政策実現過程のグローバル化

1. 研究開始当初の背景

国家と国民とが対峙する二面関係を考察の基軸とする行政法学において、グローバル化への注目、同様に国家作用の拡散が問題となる民営化と比べても遅れていた。研究代表者は、この問題を公共部門の多層化・複線化と捉え、こうした公共部門の広がりの中で公法学がいかなる理論的対応を図るべきかを、多元的システム論という議論枠組で検討してきた。当初は国際自主規制に注目して多層化の問題に対する理論的なアプローチの可能性を模索し、次いでドイツ・国際的行政法やアメリカ・グローバル行政法の議論の示唆を受け、地球環境条約・国際金融市場規制などを素材とする政策実現過程のグローバル化の検討を行ってきた。

これと並行して、WTO による多国間の自由貿易の枠組が事実上失敗したことで進展してきた二国間（を中心とする）自由貿易協定が公法学にもたらす影響の分析が必要となってきた。その直接の契機は 2010 年代に入って本格的な議論が始まった環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）である。この議論の中では、公的医療保険に代表されるように、これまでであれば国際化・グローバル化とは関係が薄いと思われていた法分野について、その影響が論じられるようになった。さらに、こうした自由貿易協定によって生じる相互の国内行政法規の適用調整・執行協力や、さらには投資協定仲裁が国内行政救済法にもたらす影響の分析も、喫緊の課題となってきた。

2. 研究の目的

戦後の自由貿易秩序の構築をリードしてきたのは GATT・WTO の多角的貿易体制である。その規律対象は物品貿易のみならず、サービス貿易や知的財産にも及んでいる。しかし 2001 年から開始されたドーハ・ラウンドは交渉が進展せず、現在ではむしろ二国間や地域を単位とする自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）に基づく地域経済統合が中心となっている。FTA・EPA による自由化は WTO 協定以上の内容であり、具体的には投資・競争・環境・労働などの内容が含まれ、またサービス貿易に関する自由化の範囲もより広範である。それゆえ、地域経済統合による自由貿易体制の進展は、国内のあらゆる分野の法制度に強度の影響を与えうることになる。このような動向は、国内規制立法を分析対象とする国内行政法学にも変容を迫るものとなるはずである。

そこで本研究では、大別して次の 2 つの達成目標を設定する。

自由貿易体制の進展が国内法制度に及ぼす影響は広範に及び、その全てを本研究で分析することはできない。そこで本研究では、従来は専ら国内問題としてグローバル化論とは関係が薄いと思われてきた分野を取り上げ、それが国内の制度設計や法執行に与え

る影響を測定した上で、今後の制度改革の際に考慮されるべき法的枠組や制度設計手法を検討することとしたい。具体的な法分野として、電力を中心とする公益事業法制（エネルギー法を含む）と、医療保険・年金保険などの社会保障法制（民間保険に対する規制を含む）を取り上げる。

上記の個別法分野における具体的な分析を踏まえ、国内行政法の基礎理論に変更が必要か、もし必要であるとすればどのような理論的対応が考えられるかを検討する。公益事業法制と社会保障法制はいずれも広い意味での公共サービスに関連している。国・地方公共団体が提供すべきサービスの範囲をめぐっては、従来は民営化・外部委託との関係での議論が中心であり、グローバル化に伴う競争政策的な要素への十分な注意は払われていなかった。また、公共サービスの提供をめぐると法的紛争の解決とも密接に関わる行政過程と司法過程の役割分担論は、これまでのところ国・地方公共団体が完結的に行政活動を行う場面を想定して議論されており、多層化・複線化の文脈との接点（例えば投資協定仲裁の問題との比較検討）は形成されていない。本研究は、近時我が国の行政法理論のフロンティアを形成しながらもこれまで別々に議論されてきたこれらの問題を個別法分野の研究を基盤としつつ接続させ、行政法の一般理論に新たな知見をもたらすことを企図している。

3. 研究の方法

本研究では比較法研究・学際的研究・実態分析の 3 つの方法を用いる。

理論の側が事実を誘導できるような理論先行型を目指す本研究においては、日本法の現状をただ追いかけるだけではその目的を達成することができない。そこですでに地域経済統合が相当程度進行しているヨーロッパ（EU）・北米（NAFTA）・東南アジア（ASEAN）の状況を比較対象素材として取り上げ、日本の地域経済統合の進展とともに生ずることが予測される法的課題を分析することとする。最も市場統合が進展している EU では、公益事業（エネルギー政策）・社会保障（人の移動）・サービス貿易などの個別政策レベルで具体的な制度化が進行し、これに対応する法律学の議論も活発に展開されている。またその国内法対応をめぐっては、ドイツ法において行政法のヨーロッパ化の議論が豊富に蓄積されている。先進国と途上国が地域経済統合を果たし、この種のモデルケースとされる NAFTA では、環境・労働など従来の WTO の枠組にはない項目での共通政策が EU のような超国家的機構を伴わずにとられ、国内法との抵触関係が投資協定仲裁で争われたケースも存在する。さらに現在、日本とも経済的な結びつきが強い ASEAN では ASEAN 自由貿易地域（AFTA）で EU をモデルとする経済統合が進行しており、その状況を注視する必要

がある。

上記の比較対象地域の分析に当たっては、公法学（国内公法・国際公法）の議論動向の分析はもとより、国際経済法や民法とりわけ国際私法学の議論、さらには法律学の枠を超えた隣接諸科学（特に国際政治学・国際行政学）の知見の参照が不可欠となる。国際的なルールの制度化が進行中の分野においてはとりわけ、こうした学際的研究によって法律学の議論蓄積不足を補い、また制度化の方向性を精密に分析した上で法的な制度設計論を構築する必要がある。

制度形成途上の段階においては、上記のような隣接諸科学の知見の蓄積さえも十分に行われていない領域も存在する。この場合には、制度形成に携わる関係者へのヒヤリング調査などの実態分析が有効である。公法学の問題関心から現状を正確に把握すると同時に、制度設計の関係者との対話を通じて制度形成のダイナミズムを他の隣接諸科学の関心と結びつけ、双方の学際的協力関係の構築に努める。

4. 研究成果

本研究の成果を、研究目的に対応させる形で、個別法（参照領域）研究の成果と、行政法総論研究の成果に分けて略述する。

個別法（参照領域）

社会保障法における国際化・グローバル化は、他の領域と比べて進展が遅れている。確かに社会保障法には、年金保険等の社会保険料の国際的な調整を行う社会保障協定が存在するほか、外国人に対する社会保障給付という古典的な論点が存在する。また、すでに第一次大戦後から国際労働機関（ILO）が存在し、国内の社会保障制度の平準化に向けた取り組みが進んでいた領域でもある。しかし社会保障制度においては、費用を徴収して給付を行う再分配の単位が必要で、我が国の現時点において、その単位はほとんどが国家である。その意味では、再分配単位間の調整を行う国際社会保障法は存在しても、再分配単位を国家以外のグローバルな単位に変更するグローバル社会保障法はなお成立を見ていない。もっとも、例えばグローバル・タックスや民間組織による再分配といった、新たな再分配単位の模索は始まっており、国際的矯正的正義を基調理念とするグローバルな再分配の規範的な基礎付けの理論も展開を始めている（浅野有紀「国際知的財産法制に関する分配的正義および人権の観点からの考察」浅野有紀他編『グローバル化と公法・私法関係の再編』（弘文堂・2015年）188頁）。

公益事業法、とくに電力法に関しては、EUにおける新たな規制枠組の発展が目玉に値する。EUでは電力規制の平準化と域内の競争環境の確保が課題とされ、従来の地域独占の構造に大きな変革がなされようとしている。その際には、これまでテレコミュニケーション法などを素材に議論されてきた、欧州の行

政連携の考え方が拡張されており、各国での分散的な執行構造とそのEU全体での調整とを整合的に実現する複雑なメカニズムが形成されている。また、各国の電力事業者が各国と深い結び付きを持っていたことを背景に、各国の規制行政機関を政府からの独立性の高いものにする要請がEUから示されており、通信規制・金融市場規制と同様に、通常の民主政のプロセスから一定程度の距離を保った規制行政機関が各国で設置されている。日本でも2011年の福島第一原発事故をも一つの契機として、発送電分離のさらなる深化や小売の自由化が推し進められ、規制の構造としてはEUと類似したシステムが見られる。もっとも、行政連携のような複雑な構造は、日本への電力供給が他国からなされる事態にならない限り現実化しないと思われる。しかし、公益事業規制の新たなモデルとして、EU法の発展を注視し、我が国の行政法学へのフィードバックを図る必要性は存在する。

行政法総論

グローバル化と行政法総論の関係について、当初注目されたのは議会の役割であった。政策内容の形成が国家の立法者の手を離れてグローバルレベルに移行し、議会は単にその内容を法律に置き換えるだけという状況になれば、国民からの選挙・選任関係によって調達される民主的正統性が欠落することが問題視された。さらに本研究では、次の2つの局面においても分析を要する問題があることが判明した。

1つは、行政上の義務を実現する規制執行である。国際的な規制執行における協力は古くから存在していたものの、近時その範囲に著しい拡張が見られる。例えば国際租税法では、広範囲で大量な租税情報の相互の交換システムや、他国の租税債権を代わりに徴収する徴収共助の枠組が発展している。これは国内の個人情報保護法制や行政上の義務履行確保制度のあり方やその基盤にある行政法理論に大きな影響をもたらすことになる。

もう1つは、行政救済法である。自由貿易協定の多くには投資協定仲裁の条項が含まれ、投資家が日本国外の仲裁廷に対して、日本政府が行った規制や介入措置が協定違反であることを主張することができ、仲裁廷が損害賠償（場合によっては非金銭的な救済）を命ずることができる。こうした制度の発展は、国内裁判官による裁判を法律による行政の原理の担保措置として重視してきた国内行政法に大きな衝撃を与えることになる。投資協定仲裁は国内の行政訴訟の手続面のみならず、どのような実体判断がどのような基準によって示されるのかという実体面にも大きな影響をもたらすものであり、今後の仲裁判断の動向に継続的な関心を寄せる必要がある。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 10 件)

1. 原田大樹, 行政法学から見た原子力損害賠償, 法学論叢, 査読なし, 173 巻 1 号, 2013, 1-25
2. 原田大樹, 行政法総論と参照領域理論, 法学論叢, 査読なし, 174 巻 1 号, 2013, 1-20
3. Hiroki Harada, Atomenergie, Die Öffentliche Verwaltung, 査読あり, 67 巻 2 号, 2014, 74-78
4. 原田大樹, グローバル化時代の公法・私法関係論, 社会科学研究, 査読なし, 65 巻 2 号, 2014, 9-33
5. 原田大樹, 団体訴訟の制度設計, 論究ジュリスト, 査読無し, 12 号, 2015, 150-155
6. 原田大樹, 議会留保理論の発展可能性, 法学論叢, 査読なし, 176 巻 2=3 号, 2014, 328-347
7. Hiroki Harada, Establishing Partnership between Public and Private Law in Globalized Policy-making and Enforcement Process, Japanese Yearbook of International Law, 査読あり, 57 巻 217-227
8. ハンス・クリスティアン・レール (原田大樹 訳), 国際性と学際性による公法の方法論の開放, 自治研究, 査読なし, 91 巻 11 号, 2015, 42-75
9. 入江秀晃, 調停人の態度のトレーニング, 自由と正義, 査読なし, 67 巻 3 号, 2016, 53-57
10. 原田大樹, 人口減少時代における政策実現手法の展開, レファレンス, 査読あり, 782 号, 2016, 3-16

〔学会発表〕(計 13 件)

1. Hiroki Harada, Atomenergie - Freund oder Feind des Gemeinwohls?, 第 12 回日独社会科学学会, Bad Homburg (バード・ホンブルク, ドイツ連邦共和国), 2013 年 5 月 21 ~ 22 日
2. Hiroki Harada, Establishing Partnership between Public and Private Law in the Globalized Policy-making and Enforcement Process - Focusing on Social Security Law, Japan-Deutscher Workshop „The Jurisprudence’s Tasks in Globalization“, Universität Konstanz (コンスタンツ, ドイツ連邦共和国), 2013 年 9 月 5 ~ 6 日
3. 原田大樹, 行政救済法のグローバル化?, 台湾大学法律学院・京都大学法学研究科交流研究会, 国立台湾大学 (台北, 台湾), 2013 年 9 月 17 日
4. Hiroki Harada, Verwaltungs- und Verfassungsrechtliche Aspekte der Katastrophenbewältigung in Japan, Verantwortung von Staat und Unternehmen in Katastrophenfällen, Fernuniversität

Hagen (ハーゲン, ドイツ連邦共和国), 2014 年 3 月 14 ~ 15 日

5. Hideaki Irie, Negotiation and dispute resolution in Japan, Center for Conflict Management Conference, Kennesaw State University (アメリカ合衆国), 2014 年 4 月 11 日
6. 原田大樹, 団体訴訟の制度設計, 公開シンポジウム 団体訴訟の制度設計, 九州大学 (福岡市), 2014 年 7 月 26 日
7. Hiroki Harada, Redistribution in the Globalized Policy-making and Enforcement Process, 国際シンポジウム・非営利型移転における国家の役割の諸相, 京都大学 (京都市), 2014 年 10 月 7 日
8. 原田大樹, 日本における議会留保理論, 国際政策セミナー・国会による行政統制, 国立国会図書館東京本館 (東京都千代田区)
9. 入江秀晃, 紛争解決内容種別から見た手続期待と評価, 法社会学会, 首都大学東京 (八王子市), 2015 年 5 月 10 日
10. Hideaki Irie, What Are the Benefits of Private Distribution Resolution Practices?, Law and Society, シアトル (アメリカ合衆国), 2015 年 5 月 29 日
11. Hideaki Irie, Analysis on Evaluation for ADR Process by Dispute Type, The 4th East Asian Law & Society Conference, 早稲田大学 (東京都新宿区), 2015 年 8 月 5 日
12. 原田大樹, グローバル化と公法学の課題, 京都大学法学会平成 27 年度秋季学術講演会, 京都大学 (京都市), 2015 年 12 月 10 日
13. Hiroki Harada, Globalization and the Issues for Public Law, A Reformulation of Public and Private Laws under the Globalization, 同志社大学 (京都市), 2016 年 3 月 28・29 日

〔図書〕(計 5 件)

1. 原田大樹, 東京大学出版会, 例解 行政法, 2013, 540 頁
2. 原田大樹, 東京大学出版会, 演習 行政法, 2014, 540 頁
3. 原田大樹, 弘文堂, 公共制度設計の基礎理論, 2014, 380 頁
4. 原田大樹, 東京大学出版会, 行政法学と主要参照領域, 2015, 380 頁
5. 浅野有紀・原田大樹ほか, 弘文堂, グローバル化と公法・私法関係の再編, 2015, 370 頁

〔産業財産権〕
なし

〔その他〕
ホームページ等

<http://www.harada.law.kyoto-u.ac.jp/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

原田 大樹 (HARADA, Hiroki)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90404029

(2) 研究分担者

入江 秀晃 (IRIE, Hideaki)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：50600029

(3) 連携研究者

なし